

厚木市市営住宅条例施行規則の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

市営住宅の管理戸数は全12団地481戸で、そのうち単身世帯が入居可能な住戸数は104戸ですが、市内の単身高齢者等が増加傾向にあることから、今後の需要に対応するため、単身入居が可能な市営住宅を拡大するものです。

2 市営住宅応募状況（令和元年度～6年度）

戸室ハイツが完成した平成30年以降の応募状況は、一般世帯の倍率が平均1.4倍に対し、単身世帯の倍率は平均7.6倍となっており、応募は増加傾向にあります。

| 募集年度／月 | | 一般世帯 | | | 単身世帯 | | |
|--------|-----|------|-----|-----|------|-----|------|
| | | 募集数 | 応募数 | 倍率 | 募集数 | 応募数 | 倍率 |
| 令和元年度 | 7月 | 18 | 43 | 2.4 | 3 | 15 | 5.0 |
| | 1月 | 23 | 44 | 1.9 | 3 | 15 | 5.0 |
| 令和2年度 | 7月 | 15 | 12 | 0.8 | 5 | 21 | 4.2 |
| | 1月 | 21 | 38 | 1.8 | 1 | 13 | 13.0 |
| 令和3年度 | 6月 | 17 | 17 | 1.0 | 1 | 9 | 9.0 |
| | 11月 | 14 | 3 | 0.2 | — | — | — |
| | 1月 | 8 | 23 | 2.9 | 3 | 14 | 4.7 |
| 令和4年度 | 5月 | 6 | 5 | 0.8 | — | — | — |
| | 7月 | 21 | 27 | 1.3 | 4 | 14 | 3.5 |
| | 1月 | 29 | 30 | 1.0 | 1 | 14 | 14.0 |
| 令和5年度 | 7月 | 15 | 10 | 0.7 | 2 | 18 | 9.0 |
| | 1月 | 9 | 19 | 2.1 | — | — | — |
| 令和6年度 | 7月 | 19 | 40 | 2.1 | 2 | 27 | 13.5 |
| | 1月 | 27 | 27 | 1.0 | 2 | 45 | 22.5 |
| 計 | | 242 | 338 | 1.4 | 27 | 205 | 7.6 |

3 現状と課題

市内の公営住宅は全2,600戸（県営2,119戸、市営481戸）あり、人口減少が進む中、今後の需要におおむね対応できることから、市営住宅においては、新規の建設や建替え等を行わず、現在の供給戸数を維持していくこととしています。

なお、市営住宅の選考から漏れてしまった世帯においては、県営住宅や住宅供給公社、UR賃貸住宅、その他民間住宅等と連携し、繋いでいます。

そのような状況の中、高齢化等の影響から、年々単身世帯の需要が高まり応募数が増加傾向にあるため、今後も入居が困難な状況が続くことが想定されます。

また、一般世帯向けの住宅においては、居室数の少ない宮の里ハイツ1LDKの住宅は空室が続いており、空室の解消に向けた対応が求められています。

4 改正内容

現在、市営住宅の応募の要件として、単身世帯が入居できる市営住宅は「1戸当たりの床面積が39平方メートル以下のもの」と定められておりますが、単身世帯の受け皿の拡大及び一般世帯向け住宅の空室の解消に向けて、単身世帯が入居できる要件を「就寝室の数が1室のもの」に改正します。

| | 規則改正前 | 規則改正後 | 増減 |
|--------------|-------|-------|-----|
| 単身世帯が入居できる戸数 | 104戸 | 111戸 | +7戸 |

※一般世帯は、すべての住宅に応募することができるため、規則改正後も応募できる住宅が減少することはありません。

- ・改正後、単身世帯の入居が可能になる住宅
宮の里ハイツ1LDK（7戸）

5 今後のスケジュール

令和7年9月 パブリックコメント実施

12月 厚木市市営住宅条例施行規則改正

令和8年1月 市営住宅入居者募集

厚木市市営住宅条例施行規則の一部改正（案）に対する パブリックコメント手続実施要領

1 目的

近年、市内の単身高齢者等が増加傾向にあることから、単身入居が可能な市営住宅を拡大し今後の需要に対応するため、厚木市市営住宅条例施行規則の一部を改正するものです。

つきましては、厚木市市営住宅条例施行規則の一部改正（案）について、市民の皆様
の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定
に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市市営住宅条例施行規則の一部改正（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（9月15日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（9月15日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

4 資料の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で9月15日から10月15日まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合は住宅課（電話 046-225-2346）に連絡してください。

- (1) 市役所第二庁舎12階住宅課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和7年9月15日（月）から10月15日（水）まで

※ 郵送の場合は、10月15日（水）必着とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

- (2) 意見提出用紙を持参する。

ア 市役所第二庁舎12階住宅課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

- (ア) 市役所本庁舎1階
- (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (ロ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (エ) 保健福祉センター
- (オ) 中央図書館
- (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）

- (3) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511 厚木市都市みらい部住宅課住宅管理係宛て

- (4) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-224-0621

- (5) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 5550@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「厚木市市営住宅条例施行規則一部改正（案）パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市市営住宅条例施行規則の一部改正に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。